

国立大学法人奈良国立大学機構監事候補者選考会議 関係法令

国立大学法人法（抄）

（役員）

第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第四項に規定する大学総括理事を置く場合にあっては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。）及び監事二人（二以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に一を加えた員数）を置く。

2 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。

（役員の任命）

第十二条

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

（役員の任期）

第十五条

4 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。